概要版

京都市未来 こともは《くみつる)



子どもたちの今と未来をみんなではぐくむ 子育て支援都市・京都





「京都市未来こどもはぐくみプラン」の 策定に当たって



京都市長門川大作

「子育ては親育て」。子どもと正面から向き合い、健やかな育ちを懸命に支える経験は親も大きく成長させるといいます。私自身、4人の子どもを育ててきましたが、その経験の中で、子どもからたくさんのことを学びました。

子育ては、同時に「まち育て」でもあると思います。親同士や地域の人たちが子ども を真ん中につながることで、社会全体で子どもたちを暖かく包み、大切に育てていく風 土が培われていく。そのことにより、京都が活気に満ち、一段と魅力あふれるまちにな る、私は、そう確信しています。

子どもを健やかで心豊かに育む社会を築くため、大人として何をすべきかを共に考え行動する市民の輪から、平成19年2月、「子どもを共に育む京都市民憲章(愛称:京都はぐくみ憲章)」が誕生しました。

「京都市未来こどもはぐくみプラン」は、この憲章の理念のもと、子どもたちを「社会の宝」として大切に育むまちづくりを進めていくための羅針盤となるものです。

この計画をもとに、これからも市民の皆様と力を合わせ、京都の未来を託す子どもたちの笑顔にあふれるまちづくり、「京都で育ってよかった」、「京都で子育てをしたい」と思っていただけるまちの実現を全力で目指してまいります。

結びに、この計画の策定に当たり多大なる御支援をいただきました「京都市子ども・ 子育て会議」の委員及び特別委員の皆様をはじめ、貴重な御意見・御提言をお寄せい ただいたすべての皆様に、心から御礼を申し上げます。

1

計画の策定背景と位置付け

京都市では、これまで、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画として、2010(平成22)年3月に策定した「京都市未来こどもプラン」(以下「前計画」という。)に基づき、子どもたちの笑顔のためにみんなで子育てを支え合えるまちづくりを進めてきました。

この計画は、前計画を引き継ぐものとして、次世代育成支援対策推進法第8条に規定される市町村行動計画に位置付けるとともに、子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画や、母子保健計画、放課後子ども総合プラン、家庭的養護推進計画、ひとり親家庭自立促進計画を一体的に盛り込み、策定するものです。

背景

少子化の進行

地域の共同関係 の希薄化

長時間労働の常態化・ 非正規雇用の増加

子どもの生活 環境の変化

家族規模の縮小・共働き家庭の増加

課題

- ○子育て支援ニーズの増大・多様化
- ○仕事と子育ての両立が困難
- ○子育てに対する不安感・負担感の増大
- ○家庭や地域の「子育て力」の低下
- ○子どもの生活環境の変化

玉

- ○子ども・子育て支援新制度の開始(2015(平成27)年度から)
- ○次世代育成支援対策推進法の延長 (~2024(平成36)年度まで) ※ただし、市町村行動計画の策定は任意となった。



「京都市未来こどもはぐくみプラン」

~京都市の子ども・子育て支援施策の新たな総合計画~

計画期間:2015 (平成27) 年度 ~2019 (平成31) 年度

- 前計画である「京都市未来こどもプラン」(計画期間: 2010(平成22)年度~2014(平成26)年度) の後継計画
- ○「子ども・子育て支援事業計画」、「母子保健計画」、「放課後子ども総合プラン」、「家庭的養護推進計画」、「ひとり親家庭自立促進計画」を一体的に盛り込み策定(2029(平成41)年度までの15年間を取組期間として定める「家庭的養護推進計画」については、前期計画部分(5年間)を盛り込む。)
- 次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画に位置付ける。
- 青少年施策の指針である「京都市ユースアクションプラン」と共に、「子ども・若者育成支援推進法」 に基づく「市町村子ども・若者計画」に位置付ける。

1

1 計画期間

2015 (平成27) 年度から2019 (平成31) 年度までの5年間とします。

3 計画の対象

この計画は、すべての子どもと子どもを育成し又は育成しようとする家庭、市民、企業、行政など、京都市におけるすべての個人、団体を対象とします。

なお、この計画における「子ども」とは、0歳からおおむね18歳未満とします。

★ 計画の基本理念と目指すまちのすがた

■基本理念

子どもたちの今と未来をみんなではぐくむ 子育て支援都市・京都

~子どもたちの今と未来のため、市民共通の行動規範として制定した「子どもを共に育む京都市民憲章(愛称:京都はぐくみ憲章)」の理念のもと、市民・地域ぐるみで子育てを支え合い、京都の未来を託す子どもたちを健やかで心豊かに育むまちづくり、「京都で育ってよかった」、「京都で子育てをしたい」と思えるまちづくりを進めます~

■目指すまちのすがた

基本理念を実現するため、市民みんなで子どもの成長段階に応じた、切れ目のない、きめ細かな取組を進めます。

- 1 子どもを社会の宝として、子どもの最善の利益を追求するまち
- 「真のワーク・ライフ・バランス」が息づき、男女が子育てを共に担う主役として、 安心して子どもを生み育てることのできるまち
- 3 「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の調和のとれた育成を図り、 子どもたちがたくましく未来を切り拓くことのできるまち
- 家庭・地域・育ち学ぶ施設・企業・行政など社会のあらゆる場で、 市民みんなが子どもの育ちと子育てを支え合い応援するまち
- 5 子どもが喜びの中で生まれ育ち、みんなが子育てに夢を持つことのできるまち

5 ニーズ調査・意識調査

この計画を策定するに当たり、次の5つのニーズ調査・意識調査を実施しました。

①京都市子育て支援に関する市民ニーズ調査

対象	2013 (平成25) 年9月1日現在,京都市内在住の小学校入学前児童の保護者 6,500人 (小学校入学前児童調査) 及び小学生の保護者6,500人 (小学生児 童調査)
期間	2013 (平成25) 年10月30日 (水) から11月13日 (水) まで

②京都市結婚と出産に関する意識調査

対象	2013 (平成25) 年10月1日現在, 京都市内在住の18歳から49歳までの市民6,500人
期間	2013 (平成25) 年10月30日(水) から11月13日(水) まで

③京都市ひとり親家庭実態調査

対 象	2013 (平成25) 年 10月 1日現在,京都市内在住の母子世帯 (3,200人), 父子世帯 (1,800人)
期間	2013 (平成25) 年10月30日(水) から11月13日(水) まで

④京都市母子保健に関する意識調査

対 象	2013 (平成25) 年8月15日から9月20日の間に保健センター・支所における乳幼児健康診査(4か月児、8か月児、1歳6か月児、3歳児)に来所した保護者4,332人
期間	2013 (平成25) 年8月15日 (木) から9月27日 (金) まで

⑤京都市思春期に関する意識調査

対 象	2013 (平成25) 年8月1日現在, 13歳以上19歳以下の市民5,000人
期間	2013 (平成25) 年8月15日 (木) から9月4日 (水) まで

- ※ 各調査の結果は、以下のホームページで公開しています。
- 京都市保健福祉局子育て支援部児童家庭課 http://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/soshiki/8-3-1-0-0.html
- 京都市保健福祉局保健衛生推進室保健医療課 http://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/soshiki/8-5-1-0-0.html

子どもを取り巻く状況と「京都市未来こどもはぐくみプラン」の構成

子ども・子育てを取り巻く状況

背景

少子化の進行

地域の共同 関係の希薄化

長時間労働の常態化・ 非正規雇用の増加

子どもの生活 環境の変化

家族規模の縮小・ 共働き家庭の増加

課題

子育て支援ニーズ の増大・多様化

・多様な働き方等に 応じた子育て支援 ニーズへの対応

仕事と子育ての 両立が困難

- <男性>
- ・仕事を優先せざる を得ない
- 子育てへの関わり が少ない
- く女性>
- ・仕事か子育ての二 者択一 等

子育てに対する不 安感・負担感の増大

- 子育ての負担の母 親への集中
- 子育ての孤立化
- 児童虐待の増加

家庭や地域の 「子育て力」の低下

- 社会環境の変化に 保護者が対応できな
- 地域コミュニティ の希薄化に伴い,地 域の協力が得られな い等

子どもの生活環境 の変化

- ・安心・安全が確保 された子どもの居場 所の減少
- ・スマートフォンの 急速な普及等に伴う 子どもの生活習慣へ の影響 等

子ども・子育て支援施策の強化

身近な地域における子育て支援 の充実

親となるための準備をし、親とし て学び育つための支援の推進

妊娠・出産・育児の切れ目のな い支援

多様なニーズに対応した幼児教 育・保育の充実

子どもを健全に育成するための 放課後の居場所づくり

ij

虐待や障害等で保護・支援を必要とする子どもへの対応の強化

ひとり親家庭の自立促進のため の施策の推進

「真のワーク・ライフ・パラン ス」の一層の推進

企業等における仕事と家庭生活 等の両立支援の取組の推進

男女が共に子育てを担っていく ための取組の推進

多様なニーズに対応した幼児教 育・保育の充実

次代を担う子どもたちの「生き る力」のはぐくみ

子どもたちの可能性を最大限に 引き出す教育環境づくり

青少年の自主的な活動を支援し、 地域で青少年を支援する取組の 推進

子ども・子育てを温かく見守り. 共に支え合う地域づくりの推進

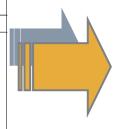
身近な地域における子育て支援 の充実

地域の「子育て力」を活性化する ための取組の推進

求められる施策

「京都市未来こどもはぐくみプラン」の施策構成

- 第1章 子どもを社会の宝として市民・地域ぐるみで子育てを支え合う子育て支援の風土づくり
- (1)「子どもを共に育む京都市民憲章(愛称:京都はぐくみ憲章)」の推進
- (2)子育て支援ネットワークの充実
- 第2章 次世代を育むすべての家庭を支援し支え合えるまちづくり
- (1)子育てに生きがいを感じられる家庭・職場・地域社会づくり
 - ア 子育て家庭への支援
 - イ 子育てを支え合える地域社会づくり
 - ウ「真のワーク・ライフ・バランス」の推進
- (2)子どもの生活環境の整備と安全な生活が確保されるまちづくり
- (3)子育て家庭への経済的な支援
- 第3章 子どもを安心して生み健やかに育てることのできるまちづくり(「京都市母子保健計画」)
- (1)思春期における次世代を育む意識づくり
- (2)思春期のこころとからだの健康づくり
- (3)安心して妊娠・出産できる環境づくり
- (4) 乳幼児の健やかな発育・発達と育児不安を軽減するための支援
- (5)子どもの病気や事故に的確に対応できる体制の充実
- (6)望ましい食生活を育むための環境づくり
- 第4章 安心して子育てできる幼児教育・保育の充実
- (1)幼児教育・保育の提供体制の確保及び質の向上
- (2)多様な幼児教育・保育サービスの提供及び質の向上
- 第5章 放課後の子どもたちの居場所づくり(「京都市放課後子ども総合プラン」)
- 第6章 伝統と文化を受け継ぎ、次代と自らの未来を切り拓く子どもたちを育むまちづくり
- (1)開かれた学校づくりと市民ぐるみ・地域ぐるみで進める教育
 - ア 開かれた学校づくりの推進
 - イ 地域・各団体と連携した「子どもを共に育む京都市民憲章」の普及・実践
- (2)確かな学力・豊かな心・健やかな体の調和のとれた育成
 - ア 確かな学力の向上と創造性豊かな子どもの育成
 - イ 心身ともに健全でたくましい子どもの育成
 - ウ 障害のある子どもの教育の充実
 - エ 魅力ある高校づくりの推進
- (3)子どもたちの「学び」を支える教育環境の充実
 - ア 安心安全でゆとりとうるおいのある学校づくりの推進
 - イ きめ細かな指導による子どもたちの教育の充実
- (4)親と親になる世代への働きかけ、家庭教育の充実・支援
 - ア 親とこれから親になる青少年世代への働きかけ
 - イ 家庭教育と子育て支援
- (5) 青少年の自主性と創造力を育むまちづくり
- 第7章 支援を必要とする子どもや家庭を大切にするまちづくり
- (1)児童虐待対策・少年非行対策の推進
 - ア 児童虐待対策
 - イ 少年非行対策
- (2)被虐待児をはじめとした養護等が必要な子どもの福祉(「京都市家庭的養護推進計画」)
- (3)障害や疾病等で支援が必要な子どもの福祉
- 第8章 ひとり親家庭の自立促進(「京都市ひとり親家庭自立促進計画」)
- 第9章 すべての家庭を支える子育て支援施策の充実(「京都市子ども・子育て支援事業計画」)
- (1)教育・保育の提供区域の設定
- (2)幼児教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期
- (3)地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期



基本理念・目指すまちのすがたの実現へ

主な計画の内容 <全体を9章26項目228施策で構成>

・(★)の施策は、少子化対策として特に有効と考えられるもの

・ 新規: 前計画に掲げておらず、本計画の計画期間中に新たに実施するもの

新規(推進中): 前計画に掲げていなかったが、前計画の計画期間中(2010(平成22)~2014(平成26)

年度) に新たに実施しているもの

第1章

子どもを社会の宝として市民・地域ぐるみで子育てを支え合う 子育て支援の風土づくり

(1) 「子どもを共に育む京都市民憲章 (愛称:京都はぐくみ憲章)」の推進(★)

【現状と課題】

- ○京都市では、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ社会を目指し、子どもたちのために大人として何をすべきか、市民共通の行動規範として、2007 (平成 19) 年2月5日に「子どもを共に育む京都市民憲章 (愛称:京都はぐくみ憲章)」を制定しました。
- ○これまで、「京都市子どもを共に育む京都市民憲章推進協議会」の設置や、毎年度の「行動指針」の制定、憲章の「実践推進者」の表彰など、憲章の実践を推進する機運づくりを進めてきました。
- ○また、2011 (平成23) 年4月に制定した「子どもを共に育む京都市民憲章の実践の推進に関する条例」では、子どもの命や健やかな育ちを脅かすものに対する「緊急の方策」として、「児童虐待対策」、「いじめ対策」、「児童ポルノ対策」、「薬物乱用対策」、「性感染症対策」、「インターネットの不適切利用対策」及び「電子・映像メディア依存対策」の7つの方策について規定し、取組を進めています。

施策を展開する今後の方向性

京都のまちが培ってきた次世代育成の精神と地域社会の力を最大限活用し、子どもを健やかで心豊かに育む社会を築くために、憲章の理念が家庭、地域、育ち学ぶ施設、企業など社会のあらゆる場でしっかりと根付き、実践行動の輪が一層広がるよう、取組を進めます。

主な施策・取組

- ●「京都はぐくみ憲章」の普及と憲章の理念に基づく実践の推進
- ●7つの「緊急の方策」など、子どもの命や健やかな育ちを守る取組の推進

(2) 子育て支援ネットワークの充実 (★)

- ○京都市では、全市レベル・行政区レベル・身近な地域レベルの三層からなる「子どもネットワーク」 を構築し、市民と行政が一体となって子育てを支えています。
- ○また, 112もの団体 (2014 (平成26) 年 12月現在) と13の行政区・地域の人たちが参画する「人づくり21世紀委員会」では、子どもたちを取り巻く様々な今日的課題を社会全体の問題として捉え、学校・家庭・地域社会の連携のもと、全国的にも例のない市民ぐるみの活動を推進しています。
- ○こうした様々な子育て支援活動が、お互いに連携し、情報や成果を共有し合うことで、それぞれの活動が一段と大きな効果を発揮するとともに、より幅広い関係機関・団体や市民が関わる全市的な取組へと発展していくことが期待できます。

施策を展開する今後の方向性

- ○身近な地域での子育て支援活動が広がり、子育てしやすい地域の社会環境づくりを目指す うえで、「子どもネットワーク」の果たす役割は重要です。今後も、「子どもネットワーク」 が核となり、子どもや子育てに関わる関係機関・団体や企業・市民が連携してネットワー クを一層強化・発展させていくよう努めます。
- ○妊娠・出産から子どもの成長や発達に応じた子育ての段階ごとに切れ目のない支援を行い、 子どもたちや子育て家庭を取り巻く様々な問題に対して、より迅速で的確な支援に結び付けていくために、関係機関・団体等の連携により情報共有の強化と役割分担の明確化を図っていきます。

主な施策・取組

●子育て支援の中核機関*の連携強化と機能充実

※児童福祉センター, 第二児童福祉センター, こどもみらい館, こども相談センターパトナ, 京 (みやこ) あんしんこども館が総合的かつ専門的な機能をいかして事業を推進している。

●子ども支援センター*の機能強化

※行政区内での子育て支援ネットワークの拠点として設置。子育てに関する総合相談・情報発信,区域内の関係機関のネットワークづくり等を実施している。

●地域子育で支援ステーション事業*の機能強化

※保育園(所)や児童館を身近な地域における子育て支援の拠点として指定。子育て相談や講座,子育て情報の収集・発信,地域交流事業等を展開している。 等

第2章 次世代を育むすべての家庭を支援し支え合えるまちづくり

(1) 子育てに生きがいを感じられる家庭・職場・地域社会づくり

ア 子育て家庭への支援(★)

【現状と課題】

- ○現在の社会では、家族規模の縮小や地域の共同関係の希薄化などにより、子育て中の親が孤立しやすい状況になっています。
- ○特に、乳幼児期においては、在宅での子育てが中心となることから、父親の子育てへの関わりや親族・近隣からの支援、子育て仲間との交流などにより孤立化を防ぎ、子育てへの不安や負担感を軽減することが重要です。

施策を展開する今後の方向性

- ○妊娠・出産・育児に切れ目のない支援を行うため、家庭訪問等による母と子の心身の状況 の把握、情報提供、助言を行い、必要に応じて継続的な支援を行います。
- ○身近な地域における子育て相談への対応や保護者同士が気軽に集い交流できる場の提供など、子育ての孤立化を防ぐための取組を引き続き実施していくとともに、スマートフォンアプリによる子育て関連情報の発信などにより、子育て家庭に必要な情報を確実に届け、子育てをする親の不安や悩みを解消するための取組を進めます。
- ○「親育ち」の機会を提供する「親支援プログラム〜ほっこり子育てひろば〜」等の取組の推進や小中高生・大学生など、次に親となる世代に対する、子どもを生み育てることの素晴らしさも含めた啓発・教育などにより、家庭の養育力の向上を図ります。



主な施策・取組

- ●新生児等訪問指導事業(こんにちは赤ちゃん事業),育児支援家庭訪問事業の実施
- ●子育て相談事業,一時的な預かり事業の推進
- ●子育て支援情報の的確な提供
- ●親になるための準備,親として学び育つための支援
- ●子育て支援情報発信事業 新規(推進中)

等

イ 子育てを支え合える地域社会づくり(★)

【現状と課題】

- ○在宅での子育てが中心となる乳幼児期には、親子が他の親子や地域住民と気軽に交流できる機会が特に必要であり、地域が持つ子育て力を活性化させ、子育て家庭にとって、「身近な地域」で子育て支援活動の展開を図っていくことが重要です。
- ○地域では、社会福祉協議会、民生児童委員会、人づくり21世紀委員会、その他多くの地域団体が 子育て支援活動を展開し、幼稚園、保育園(所)、児童館等の子育て支援施設がこうした活動と連 携し、取り組んできたところであり、今後もより広範な市民が子育て支援活動に参画できるよう 一層の取組が必要です。
- ○近年,子育てサロンや子育てサークルなど,住民相互で行われる自主的な子育て支援活動が展開されており、地域の子育て支援力を育む場として、その役割の重要性が増していますが、こうした自主的な活動については、運営面でのノウハウの不足や活動場所の確保などの課題もあります。

施策を展開する今後の方向性

- ○子育てに喜びを感じられる地域社会づくりのためには、子育て支援サービスの充実とともに、地域の人々が、子どもや子育て家庭を温かく見守り、支え合う、子育てしやすい地域の風土を醸成することが必要です。
- ○京都のまちが培ってきた子育てを支え合う風土に根差した市民の協力,協働の取組として、ファミリーサポート事業や子育てサロン・子育てサークル等,地域の住民主体の子育て支援活動が展開されており、こうした活動を一層活性化していくことが重要です。
- ○このため、児童館やつどいの広場等の地域の子育て支援拠点では、その人的・物的資源を 最大限に活用して住民相互による子育て支援活動を支援するとともに、連携・協力して子 育て支援活動に取り組むことで、身近な地域における子育て支援拠点としての機能強化を 図っていきます。

主な施策・取組

- ●地域において住民相互で行われる子育て支援活動(ファミリーサポート事業や子育でサロン、子育でサークル等)の活性化
- ●子育てサロン等アドバイザー派遣事業の推進 新規(推進中)
- ●地域における子育で支援拠点としての幼稚園、保育園(所)、認定こども園、児童館等の機能強化
- ●子育て支援活動いきいきセンター(つどいの広場)事業の充実
- ●あらゆる世代の子育て支援への参画(世代間交流)の促進

等

ウ 「真のワーク・ライフ・バランス」の推進(★)

【現状と課題】

- ○仕事と生活の調和だけでなく、地域・社会への参加、貢献などがバランスよく充実した「心の調和」を目指す「真のワーク・ライフ・バランス」の推進のためには、子育てや家事は男女が協力して行うべきものとの視点に立った取組が重要ですが、子育てや家事への父親の関わりは、母親と比べると、依然として低い水準にあります。
- ○「真のワーク・ライフ・バランス」の実現・定着のためには、その理念の更なる浸透を図り、働く人を含めた市民一人ひとりの意識改革や行動はもちろんのこと、「人々が働く場」、「家庭」、「地域や社会」において、働き方の見直しや男性の子育てへの積極的な関わり、企業や地域による子育て家庭への支援など、仕事と子育ての両立を支援するための取組を進めていくことが重要です。

施策を展開する今後の方向性

- ○今後も、企業における男女が共に働きやすい環境づくりに向けた積極的な取組を求めるべく、様々な機会を通じての連携や協働が必要です。
- ○家事や子育てに関する男性の意識と能力の向上を支援するなど、男女が共に子育てや地域 づくりの主役として活動していくための意識づくりが必要です。
- ○仕事と子育ての両立支援については、保育園(所)や学童クラブ事業等の一層の充実が必要であり、子どもの状況や保護者の就労形態に応じたきめ細かな子育て支援の実施により、子育てしながら働き続けられる環境整備を進めていきます。

主な施策・取組

- ●「子どもネットワーク」への企業等の参画と連携強化
- ●働き方の見直しによる仕事と生活の調和の推進のための広報・啓発
- ●企業等における仕事と家庭生活等の両立支援の取組の推進
- ●男性が積極的に家事、子育て等に関わることができる環境・機運づくりの推進
- ●企業を通じた勤労者への両立支援や子育て支援施策に関する情報提供等の推進
- ●幼稚園、保育園(所)、認定こども園や学童クラブ事業等の幼児教育・保育等の一層の 充実 等

(2) 子どもの生活環境の整備と安全な生活が確保されるまちづくり

- ○「京都市子育て支援に関する市民二一ズ調査」(以下「二一ズ調査」という。)では、「子育てをするうえで地域に期待すること」は何かとの質問に対して、「子どもが事故や犯罪被害に巻き込まれないよう気を配りあうこと」、「子どもの危険な行為やいたずらを注意しあえること」という回答が多く、住民相互の協力、協働という面での地域への期待が大きいことがうかがえます。また、都市化の進展により子どもの安全な遊び場の確保が困難となっている状況があります。
- ○さらに、子育てをする人に配慮したまちづくりは、子育て支援の大きな要素の一つであり、子育て しやすい環境の整備が求められています。
- ○近年の新たな課題として、スマートフォン等を用いたソーシャルメディアの不適切利用により、 長時間利用による生活の乱れや、ネットいじめ、誘い出しによる犯罪被害等、子どもの健やかな育 ちへの悪影響が社会問題となっています。

施策を展開する今後の方向性

- ○「ユニバーサルデザイン」の理念に基づき、ハード・ソフト両面にわたる子育て環境の整備 を推進するとともに、子育て家庭の利用に役立つ情報発信を併せて行っていきます。
- ○家庭, 地域, 学校, 関係団体, 行政がしっかりと連携し, 幼稚園, 保育園(所), 認定こども園や児童館等の子育て支援施設が持つ役割, 機能も十分活用しながら, 子どもたちに様々な社会体験, 生活体験, 自然体験を通じ, 豊かな感性を育む場を提供するとともに, 地域ぐるみで子どもが安心・安全に暮らせるまちづくりを推進していきます。
- ○ソーシャルメディアの利用に潜む危険性やインターネットの不適切利用から子どもを守る 取組を更に進めていきます。

主な施策・取組

- ●「ユニバーサルデザイン」の理念に基づく子育てしやすい生活環境の整備
- ●子どもの成長に応じた多様な遊び、体験の場の提供と情報発信等、子どもたちの健やかな 成長の場づくり
- ●地域ぐるみの子どもの安全確保の取組の推進
- ●携帯電話・インターネット、ソーシャルメディアの不適切利用から子どもを守る取組の推進 第

(3) 子育て家庭への経済的な支援(★)

【現状と課題】

- ○子育て家庭への経済的な支援については、国の制度である児童手当のほか、京都市の制度としては、幼稚園保育料及び保育所保育料の独自の軽減策、子ども医療費支給制度における対象年齢の拡大、支給方法の簡素化など、諸施策において各種の軽減策を実施しています。
- ○しかし、二一ズ調査では、行政に期待することとして、子育て家庭に対する経済的支援の充実が最 も多くなっています。
- ○子育て家庭の経済的負担の軽減については、社会全体で子育てを支え合う観点や子どもの貧困対策の観点などから、一定の行政的配慮が有効かつ必要ですが、一方で、巨額の経費を要する負担軽減策の実施は、厳しい自治体財政のもと、地方自治体単独事業として実施していくには限界があります。今後、国が進める経済的支援の取組に対して、的確に対応するとともに、国レベルで実施すべきと考えられる施策については、国へ強く要望していくことが必要です。

施策を展開する今後の方向性

- ○子育ての経済的負担軽減については、社会全体で子育てを支え合う観点からも、今後とも 配慮が必要ですが、現在実施されている子育て家庭への経済的給付事業については、国の 制度が中心であり、今後とも、国の施策動向に的確に対応しつつ、国への要望を適切に行っ ていきます。
- ○子育て支援については、経済的負担軽減のほか、各種子育て支援サービスの質的・量的充実など幅広い施策がバランス良く、必要に応じて提供されたとき、子育てに対する負担感が軽減されるものであり、総合的なバランスを勘案しつつ子育て支援施策の推進を図っていきます。

主な施策・取組

- ●第3子以降の保育料軽減の充実
- ●子ども医療費支給制度の拡充



子どもを安心して生み健やかに育てることのできるまちづくり (「京都市母子保健計画」)

(1) 思春期における次世代を育む意識づくり(★)

【現状と課題】

- ○思春期は,近い将来に妊娠・出産・育児という親としての役割を控えており,父性,母性を育み,次代を担う意識を育てる大切な時期です。
- ○次代を担う思春期の子どもたちが、子育てや男女が協力して家庭を築くことの大切さなどについて理解し、豊かな父性、母性を育むことが重要となっています。そのためには、関係機関が連携して、子どもを生み育てること、親や家庭の役割など、子育てに関する意識の啓発を行うとともに、子どもにとって安心できる家庭を築いていくことについて、早期から学習する機会を提供する必要があります。

施策を展開する今後の方向性

- ○心身共に成長が著しく、人格形成にとって重要な時期である思春期において、子どもが心身共により健やかに成長し、豊かな父性、母性を育むために、家庭、地域、育ち学ぶ施設、企業、行政等がしっかり結びつき、社会全体で子どもの育ちと子育てを支えていく必要があります。そのためには、思春期の子どもを取り巻く支援者のネットワークシステムの構築が必要です。
- ○生涯を通じて健康を保持できるより良いライフプランを考えるためには、妊娠・出産等に 関する情報の提供が重要であり、医学的・科学的に正しい知識を身につけられる機会を積 極的に設けることが必要です。

主な施策・取組

●学校保健・地域保健等の連携による思春期保健対策の強化 新規

(2) 思春期のこころとからだの健康づくり

【現状と課題】

- ○思春期は生涯における心身の健康の基礎を形成し、身体的・精神的に自主性を育む大切な時期です。
- ○若い女性の無理なダイエットは、貧血、骨粗しょう症、月経不順などの原因となり、将来の不妊や低体重児の出産など妊産婦や新生児の健康にも大きな影響を及ぼすことから、正しい知識の普及や生活習慣の改善については、本人、保護者への積極的な啓発をはじめ、今後も引き続き取り組まなければならない課題です。
- ○思春期の子どもたちを取り巻く環境は多様であり、情報収集先も多様化していることから、教育、 医療、保健、福祉、家庭などが連携を図り、正しい知識の普及啓発を進めるとともに、多分野から の総合的な支援体制を整備することが必要となっています。

施策を展開する今後の方向性

- ○思春期は、生涯における心身の健康の基礎を形成するとともに、身体的・精神的に発達し、 自主性が育つ大切な時期であることを踏まえ、家庭、地域、育ち学ぶ施設、企業、行政等と 連携し、相談体制の強化や健康教育の充実を図ります。
- ○思春期の問題には、幼少時の生活習慣や、生活体験などが大きく影響していることを踏まえ、子育て世代への教育も含め、一人ひとりが自らの健康をセルフケアできる視点をいかした取組を推進します。

主な施策・取組

- ●学童・思春期から成人期に向けた保健対策の強化と健康教育の推進
- ●思春期のこころの健康問題への対応の充実
- ●保健センター, 学校等教育関連施設, 医療機関等, 思春期に関わる関係機関の連携の強化

等

(3) 安心して妊娠・出産できる環境づくり(★)

【現状と課題】

- ○妊娠・出産・産褥(さんじょく)期(一般的に産後6~8週間のことをいう。)は、短期間での大きな心身の変化に加えて、生まれてくる子どもに愛情を注ぎ、育てるという人生の中での大きなライフイベントです。しかし、少子化等に伴い子育て環境が変化する中で、妊娠・出産・育児のイメージを持つことが容易ではなく、多くの妊産婦が不安を感じています。
- ○少子高齢化,家族規模の縮小に加え,地域のつながりの希薄化等によって,妊産婦やその家族を支える周囲の力が弱くなってきており,妊娠・出産・子育てに係る父母の不安や負担が増えてきているため,社会全体で切れ目なく,妊産婦やその家族を支援する仕組みが必要です。
- ○不妊に対する悩みを持つ人の割合は、年齢が高くなるほど高くなっています。

施策を展開する今後の方向性

- ○妊娠, 出産, 子育てに係る父母の不安や負担が増えてきているため, 妊産婦やその家族が 安心して妊娠・出産・育児の時期を過ごせるよう, より身近な場で切れ目のない妊産婦を 支援する仕組みが必要です。
- ○不妊治療費の助成等,経済的な支援に加え,妊娠・出産に関する正確な情報を的確に提供する仕組みづくりに取り組みます。

主な施策・取組

- ●妊産婦の健康の保持増進のための支援
- ●妊産婦に優しい環境づくりの推進
- ●出産準備への支援と虐待の未然防止
- ●産後うつ病などの早期発見と対応の充実
- ●妊娠中からの口腔保健の推進
- ●不妊に対する支援の充実

等



(4) 乳幼児の健やかな発育・発達と育児不安を軽減するための支援(★)

【現状と課題】

- ○京都市では、母子健康手帳の交付時に保健師がすべての妊婦と面接を行う妊婦相談事業のほか、 妊娠中のこんにちはプレママ事業、産後4か月までの家庭を対象に行う新生児等訪問指導事業 (こんにちは赤ちゃん事業)といった家庭訪問事業、さらには、出産直後の心身のケアが必要であ り、支援が受けられない母子を対象としたスマイルママ・ホッと事業(産後ケア事業)など、妊産 婦等への支援ニーズを踏まえた、妊娠期から子育て期までを総合的に支援する取組を進めていま す。
- ○妊娠・出産・育児において、父親の役割は増大しており、母親だけではなく、父親への支援も必要です。就労している父親も多く、就労している母親も含めて、社会全体への意識啓発等の取組が必要です。
- ○子どもの育てにくさについては、子育てに関わる人が感じる育児上の困難感で、その背景として、子どもの要因、親の要因、親子関係に関する要因、支援状況を含めた環境に関する要因等の多面的な要素を含みます。育てにくさの概念は広く、一部には発達障害等が原因となっている場合があり、家庭訪問や乳幼児健康診査等において、周囲からの支援の必要な母子の早期発見と適切な支援につなぐことが必要です。

施策を展開する今後の方向性

- ○妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援の拡充とともに、父親の育児参加が更に広がるよう意識の向上を図る取組を進めます。
- ○親子が心身共に健やかに育つために、保健分野のみではなく、家庭、学校、地域、職場、企業その他の社会のあらゆる分野と連携し、子育てしやすい地域づくりの取組を推進します。
- ○子どもの育てにくさについては、乳幼児健康診査での早期発見と適切な支援を行い、育て にくさに寄り添う支援に取り組みます。

主な施策・取組

- ●父親の育児参加の推進(父親への育児支援対策)
- ●見守り育む地域づくり、親子の健康づくり
- ●養育上の問題を抱える家庭への支援
- ●乳幼児からの歯と口の健康づくりの推進
- ●必要な人に届く子育て支援情報の発信
- ●育てにくさを感じる親への支援
- ●スマイルママ・ホッと事業 (産後ケア事業) 新規 (推進中)
- ●母親の育児不安の軽減と孤立化の防止
- ●乳幼児健康診査における保育園(所)・児童館との連携等 新規(推進中)

(5) 子どもの病気や事故に的確に対応できる体制の充実(★)

- ○1歳から15歳未満までの死因は、「不慮の事故」が高い割合となっています。保護者が適切な事故防止策と事故時の対処法を学ぶことにより、子育てに対する安心感が高まります。
- ○京都市では,乳幼児健康診査や新生児等訪問指導事業(こんにちは赤ちゃん事業)の面接・訪問,子ども保健医療相談・事故防止センター「京(みやこ)あんしんこども館」における各種事業により,妊娠前から事故防止に対する意識を高め,出産後の育児が安心して行えるように取り組んでいます。

施策を展開する今後の方向性

今後も引き続き、子どもの事故防止対策を図るために、積極的な情報収集・分析を行うとともに、保護者や子どもに関わる機関の関係者等が、子どもの病気や事故について、適切に判断、対応するために必要な知識や技術の普及・啓発を図ります。

主な施策・取組

- ●小児救急医療体制の充実
- ●子どもの事故防止と応急手当に関する取組の充実
- ●妊娠期からの事故・病気の予防
- ●障害のある子どもや長期療養が必要な子どもの支援の充実

等

(6) 望ましい食生活を育むための環境づくり

【現状と課題】

- ○近年,子どもの食をめぐっては、栄養摂取の偏り、朝食の欠食、小児期における肥満の増加、思春期におけるやせの増加など、問題は多様化、深刻化しています。
- ○子どもが成長していく過程で、親をはじめ、子どもの食に関わる人々に対し、子どもの "食べる力" を育んでいくための支援をしていく環境づくりが必要です。

施策を展開する今後の方向性

- ○児童期から思春期においては、食の体験を通じて食の大切さを実感したり、正しい選択、判断を身につけていく時期であり、それぞれの発達段階に応じた、食育を推進することが必要です。
- ○家庭が食育において重要な役割を有していることを再認識するため、親世代には健全な食生活が実践できるよう情報提供をするとともに、子どもが将来食育の担い手となるよう支援していく取組が必要です。

主な施策・取組

- 「早寝早起き朝ごはん」の推進
- ●妊娠期から授乳期, 子どもの発達段階に応じた食育の推進

等



安心して子育てできる幼児教育・保育の充実

(1) 幼児教育・保育の提供体制の確保及び質の向上(★)

- ○京都市では、安心して子どもを生み育てることができるまち・京都を実現するため、子育て環境 の充実を市政の最重要課題に位置付け、全力で取組を進めてきました。
- ○とりわけ、保育所待機児童の解消に向けては、子育て家庭の保育ニーズにしっかりと応えるため、前計画の期間の5年間で、合計63箇所の民間保育園の新設・増改築等による整備をはじめとして、16箇所の昼間里親の新設、6箇所の小規模保育事業等の新設、幼稚園における保育ニーズに応えるための預かり保育の充実、福祉事務所におけるきめ細かな情報提供や入所調整など、幼稚園、保育園(所)関係者等の協力のもと、様々な取組を実施しています。

- ○その結果、保育所入所児童は、2010 (平成22) 年4月の26,613人から2,255人増加し、2014 (平成26) 年4月には過去最高の28,868人となり、関西の政令市で初となる「待機児童ゼロ」を達成しました。これに伴い、小学校入学前児童に占める保育所入所児童の割合も過去最高の43.5%となり、他の政令市平均(31.6%)を大きく上回っています。
- ○待機児童ゼロの達成により、保育に対する市民の期待・保育ニーズがこれまで以上に高まることが予想されることから、2015 (平成27) 年4月に向けては、過去の取組を大幅に上回る883人分の受入枠拡大を図るなど、待機児童ゼロの継続に向けて、更に取組を強化しているところです。
- ○このような幼児教育・保育の「量の拡充」の取組と併せて、更に質の高い幼児教育・保育を提供するため、保育士、幼稚園教諭、保育教諭等の人材を確保し、質の向上を図るなど、「質」、「量」両面にわたる一層の充実が求められています。

施策を展開する今後の方向性

- ○市民の保育ニーズに応えるため、従来からの民間保育園の整備を中心とした幼児教育・保育の提供体制の確保に加えて、幼稚園をはじめとした地域資源を積極的に活用し、預かり保育や小規模保育事業等をこれまで以上に積極的に充実するといった取組により、更なる「量の拡充」を図っていきます。
- ○また、子どもの健やかな成長を保障するために、質の高い幼児教育・保育を安定的に提供するとともに、幼児教育・保育の取組の成果を小学校以降の学童期に適切に引き継ぐための取組を推進していきます。このため、幼稚園教諭、保育士、保育教諭等の人材育成や安定的な人材確保、資質の向上に取り組みます。
- ○「質」,「量」両面の幼児教育・保育の充実により,利用者が自らのニーズに合ったサービスを的確に選択できるよう,きめ細かな情報提供や利用調整等の利用者支援をより一層推進していきます。

主な施策・取組

- ●保育所「待機児童ゼロ」を継続するための取組 新規(推進中)
- ●認可保育所の整備による受入児童数の拡大
- ●幼稚園における保育が必要な児童の受入れの推進
- ●小規模保育事業等の地域型保育事業の実施・推進 新規
- ●人材確保に向けた取組の推進 新規(推進中)
- ●幼児教育・保育の一体的提供 新規
- ●幼児教育・保育の質の向上に向けた取組

等

(2) 多様な幼児教育・保育の提供及び質の向上(★)

- ○京都市では、増加・多様化する幼児教育・保育ニーズに柔軟に対応するために、保護者のニーズに応じたきめ細かな保育時間の設定や延長保育、夜間保育、一時保育、幼稚園における預かり保育、病児・病後児保育等、利用者の視点に立った多様な幼児教育・保育の拡充に取り組んでいます。年々利用実績が増加していることなどを踏まえ、更なる充実に努める必要があります。
- ○幼稚園や保育園(所),認定こども園等においては,職員の専門性をいかし地域における子ども・子育て支援の中核的な役割を担うことが期待されており,保護者のみならず地域の人々との協働による支援や見守り活動への参画等を通して,在宅で子育てを行う家庭も含め,幅広い子育て家庭への支援が求められています。

○子ども・子育て支援新制度においては、障害のある児童の受入促進を図るための施策が充実されることも踏まえ、障害等の状況に応じたきめ細かな支援を受けながら幼児教育・保育を利用できるよう、より一層環境を整えていく必要があります。

施策を展開する今後の方向性

- ○子どもや子育て家庭の置かれた状況, 幼児教育・保育の提供区域のバランスや利用状況等を踏まえ, 市民のニーズに対応できるよう, 多様な幼児教育・保育の「量の拡充」に取り組みます。
- ○幼稚園、保育園(所)、認定こども園等の職員の専門性をいかした地域の子育て支援の充実 に取り組むなど、更なる「質の向上」を図ります。
- ○利用者が自らのニーズに合う幼児教育・保育を選択できるよう, きめ細かな情報提供や利用調整等を行う利用者支援に取り組んでいきます。

主な施策・取組

- ●延長保育事業 (時間外保育事業) の充実
- ●一時預かり事業の充実
- ●病児・病後児保育事業の充実
- ●休日保育・夜間保育の実施
- ●幼稚園、保育園(所)、認定こども園等における地域子育て支援の充実
- ●障害のある児童等の保育の充実

等

第5章

放課後の子どもたちの居場所づくり (「京都市放課後子ども総合プラン」)(★)

- ○京都市では、広く地域の児童を対象とした「自由来館機能」と昼間留守家庭児童を対象とした「学童クラブ機能」を有する一元化児童館について、市民の身近な場所での整備を進め、前計画の5年間で11館を新たに開館しました。これにより、2013(平成25)年4月に前計画に掲げる130館の設置目標を達成し、おおむね児童の日常生活圏において事業を実施しています。
- ○学童クラブ事業については、一元化児童館の130館のほか、児童館分室9箇所、学童保育所9箇所、放課後ほっと広場8箇所、地域学童クラブ11箇所の計167箇所(2014(平成26)年4月現在)で事業を実施しています。これにより、2014(平成26)年4月には、登録児童数は9.819人となり、2012(平成24)年4月以降3年連続で「待機児童ゼロ」を達成しています。
- ○子ども・子育て支援新制度においては、学童クラブ事業の対象が小学校3年生(障害のある児童は小学校4年生)までから小学校6年生までに拡大されるとともに、各市町村において条例により学童クラブ事業の設備・運営に関する基準を定めることとされ、「面積(児童1人につきおおむね1.65㎡以上)」、「支援の単位(一の支援の単位を構成する児童の数はおおむね40人)」及び「支援の単位ごとに2名以上の職員の配置」などの基準に基づいた学童クラブ事業の運営のための体制整備が必要となっています。
- ○放課後まなび教室は、全学年を対象に、全小学校区において実施しており、学童クラブ事業と同様 に放課後の児童の安全・安心な居場所として大きな役割を果たしています。

施策を展開する今後の方向性

- ○児童館においては、今後も引き続き、子育ての不安や悩み等を抱える保護者同士が気軽に 集い交流できる場となるよう、取組を進めていきます。また、中高生を中心とした思春期児 童の自主的な活動につながる取組の実施などにより、更なる利用促進を図っていきます。
- ○学童クラブ事業については、共働き家庭の増加や対象年齢の拡大に伴い登録児童数が増加することが予想される中、子ども・子育て支援新制度における面積基準を満たした運営を確保しながら、登録児童数の増加に対応していくため、現在の施設で必要な面積を確保できない場合には、登録児童数や昼間留守家庭児童数の動向を見極めながら、必要に応じて新たに小学校の余裕教室の活用を検討するなど、実施場所の確保を図るとともに、放課後ほっと広場、地域学童クラブ事業の実施を検討するなど、受入体制の確保に努めます。さらに、児童数おおむね40人の支援の単位ごとに、2人以上の職員(うち1人は放課後児童支援員の資格のある職員)を配置する必要があるため、利用する児童数に応じて、新たに職員を配置するなど、必要な体制を整備するとともに、新任職員への研修の実施や資格のない職員に対する資格取得支援等、職員研修の充実を図り、質の向上に努めていきます。
- ○障害のある児童の受入については、利用児童数の増加に対応するための介助者確保に向けた取組をより一層推進するとともに、研修の充実による職員や介助者の質の向上を図り、 受入体制の充実を図ります。
- ○放課後まなび教室と学童クラブ事業の連携については、両者を融合した放課後ほっと広場の実施を拡大するなど、引き続き、きめ細かな放課後児童対策を推進し、子どもたちの安心・安全な活動場所の確保を図ります。

主な施策・取組

- ●児童館等の地域での子育て支援機能の充実
- ●児童館における中高生を中心とした次世代育成事業の推進
- ●子ども・子育て支援新制度のもと、学童クラブの待機児童ゼロの継続と事業の質の向上

新規(推進中)

- ●学童クラブ事業及び放課後ほっと広場の充実
- ●学童クラブ事業における障害のある児童の受入促進
- ●放課後まなび教室の推進
- ●学童クラブ事業と放課後まなび教室の連携

等





伝統と文化を受け継ぎ、次代と自らの未来を切り拓く 子どもたちを育むまちづくり

(1) 開かれた学校づくりと市民ぐるみ・地域ぐるみで進める教育

ア 開かれた学校づくりの推進

【現状と課題】

- ○1869 (明治2) 年に町衆が私財を出し合い, 日本で初めて地域制小学校を設立した歴史がある京都では, これまでから市民ぐるみ・地域ぐるみの教育を進めており, 学校と家庭・地域との相互の信頼関係を基盤として, 生き方探究教育や伝統文化教育, 環境教育, 食育, 自然体験活動など, 京都ならではの教育活動を展開しています。
- ○今後, 市民との共汗でまち全体を子どもたちの学びと育ちの場とし, また, 参画していただいた 方々同士の交流や連携を更に進めることが重要です。

施策を展開する今後の方向性

- ○京都のまちに息づく「地域の子どもは地域で育てる」という教育風土をいかし、更に市民ぐるみ・地域ぐるみの教育を推進します。
- ○学校と家庭・地域が相互に信頼を高め合う関係を構築するとともに、学校を核として、保護者、地域、経済界、更に大学や私立学校、幼稚園、NPO、ボランティア等、幅広い市民の方々との連携を更に進めます。

主な施策・取組

- ●産学公連携の推進,市民や学生ボランティア等との連携による教育活動の充実
- ●地域・保護者等が参画する「学校運営協議会」、「学校評価システム」の取組
- ●土・日・祝日の学びの場である「みやこ子ども土曜塾」の展開

等

イ 地域・各団体と連携した「子どもを共に育む京都市民憲章(愛称:京都はぐくみ憲章)」 の普及・実践

【現状と課題】

○教育・保育や青少年育成団体,経済界,マスコミなど112もの団体(2014(平成26)年12月 現在)が参画する「人づくり21世紀委員会」(1998(平成10)年2月発足)をはじめとした団 体等と連携し、具体的な取組を通して、家庭、地域、育ち学ぶ施設、企業、行政など、社会のあらゆ る場で「子どもを共に育む京都市民憲章(愛称:京都はぐくみ憲章)」の普及・実践に努めていま す。

施策を展開する今後の方向性

「京都はぐくみ憲章」の更なる周知を図り、その理念が家庭、地域、育ち学ぶ施設、企業、行政など、社会のあらゆる場で普及・実践できるよう、学校を核として、家庭、地域、経済界、大学、NPO、ボランティア等、幅広い市民の方々との連携を進めます。

主な施策・取組

- ●「京都はぐくみ憲章」の普及と憲章の理念に基づく実践の推進
- ●人づくり21世紀委員会の取組を核とした地域活動の一層の推進

等

(2)確かな学力・豊かな心・健やかな体の調和のとれた育成(★)

ア 確かな学力の向上と創造性豊かな子どもの育成

【現状と課題】

- ○京都市では,「一人ひとりの子どもを徹底的に大切にする」という教育理念を掲げ,小中一貫教育を軸とした校種間連携や,保護者・市民,産業界や大学等との連携のもと,子どもたちの確かな学力と豊かな創造性の育成に向け,様々な取組を進めています。
- ○近年, 学校から社会・職業への円滑な移行や若者の社会的・職業的自立が社会的な課題となって おり, 教育活動全体を通して, 京都市独自のキャリア教育 「生き方探究教育 | を推進しています。

施策を展開する今後の方向性

小中学校9年間の指導内容を系統立てた小中一貫カリキュラムに基づく教科指導の充実と、家庭と連携した生活習慣の確立や家庭学習の充実の両面で学力向上に努めるとともに、子どもたちが身につけた知識や技能を活用できるよう、学校、家庭、地域等との連携のもと、自ら課題を見つけ、学び考えて問題を解決する探究型の学習を推進します。

主な施策・取組

- ●自学自習の習慣化を図る「京まなびプロジェクト」, 校種間連携・小中一貫教育の推進
- ●社会的・職業的自立に向けた生き方探究教育の充実
- ●グローバル人材の育成に向けた英語教育等の充実
- ●京都ならではの伝統文化教育等の推進, 理数教育・環境教育の推進
- ●「第3次京都市子ども読書活動推進計画」を踏まえた魅力ある学校図書館づくりの推進
- 助児教育の充実

等

イ 心身ともに健全でたくましい子どもの育成

【現状と課題】

- ○子どもたちの自尊感情や規範意識の低下が懸念される中で,自己肯定感やルール・法を守る意識を高めるとともに,命を重んじ,互いを認め支え合うことの大切さを学ぶことにより,地域を大切にする心や公に資する態度,社会性を育むことが求められています。
- ○いじめ、暴力行為などの問題行動、不登校や児童虐待、更に薬物乱用や喫煙・飲酒等の防止、HIV 感染対策やインターネットやスマートフォン等対策など、子どもたちを取り巻く社会的課題への 対応については、学校・家庭・地域、関係機関等が一層連携し、総合的かつ継続的に取り組むこと が重要です。
- ○子どもたちがスポーツに親しむための取組の充実や望ましい生活習慣の確立が求められています。

施策を展開する今後の方向性

- ○あらゆる教育活動において、ルールや法の重要性について、子どもたちの自覚を促すとともに、より良い生活や人間関係を築けるよう子どもたちの絆づくりに取り組み、家庭・地域・関係機関との連携により、いじめや暴力行為等の未然防止に努めます。
- ○健やかでたくましい子どもの育成に向け、学校・家庭・地域が一層連携し、子どもたち自身が自らの心身の健康について考え、望ましい生活習慣を形成できるよう、運動やスポーツの実践、食育等の充実を図るなど、子どもへの支援を推進します。

主な施策・取組

- ●長期宿泊・自然体験活動の全小学校実施
- ●道徳教育. 人権教育の推進
- ●いじめ防止等の取組
- ●児童生徒等への支援・相談の実施, 不登校児童生徒に対する取組
- ●子どもの体力向上の取組, 食育の推進
- ●エイズ・性感染症等予防,薬物乱用防止対策,インターネットの課題対策の推進

等

ウ 障害のある子どもの教育の充実

【現状と課題】

- ○総合支援学校・普通学級の子どもたちの障害の重度化・重複化や普通学級に在籍する発達障害等の支援の必要な子どもへの対応など、子どもたちの卒業後の進路を見据えながら、社会参加や自立を目指した、きめ細かな支援に取り組んでいます。
- ○国において、障害のある子どももない子どもも共に学ぶインクルーシブ教育の理念に基づき、一人ひとりの子どもに最も適した教育を提供できる、多様で柔軟な連続性のある学びの環境整備が検討されており、国の動向を踏まえた総合育成支援教育のあり方を検討し、取組を推進する必要があります。

施策を展開する今後の方向性

- ○子どもや保護者の願いと教育的二一ズに応じた就学相談・教育支援を行うとともに、すべての就学前施設で実施している「就学支援シート」の活用等による就学期における情報の共有化、重層的な支援に努めます。
- ○総合支援学校や育成学級, 通級指導教室をはじめとする多様な学びの場の充実を図りながら,「個別の指導計画」や「個別の包括支援プラン」等を策定し, 個々の子どもの状況に応じた教育を推進します。
- ○学校での学習と企業での長期実習を組み合わせた「デュアルシステム」や進路指導等の充実を図ることにより、総合支援学校高等部生徒の企業等就労をはじめ、進路開拓に向けた取組を積極的に推進します。

主な施策・取組

- ●「就学支援シート」の活用等による切れ目のない支援の推進や「個別の指導計画」等による 発達段階に応じた指導の充実
- ●学習障害 (LD) 等通級指導教室の拡充など, 支援を要する子どもへの学習支援の充実
- ●企業での長期実習の取組など、総合支援学校における職業教育や進路開拓の充実

エ 魅力ある高校づくりの推進

- ○京都市立高校では、時代の変化に対応した教育内容の充実を図るとともに、生徒一人ひとりの進路希望の実現を図るため、多様な学科・コース等を設け、各学校それぞれが創意工夫を凝らした教育活動を展開してきました。
- ○中学生が自らのキャリア形成に向けて、目的意識を持って主体的に高校を選択できるよう、普通料の類・類型制度の廃止や総合選抜制度に代えて単独選抜制度を導入するなど、大きな改革を行いました。

○市立高校においては、グローバル化・多様化が進む社会の中で、生徒自らが未来を切り拓くことのできる力を育成し、一人ひとりの個性が輝く教育活動をより一層推進できるよう、更に魅力ある高校づくりを進めることが求められています。

施策を展開する今後の方向性

めまぐるしく変化する社会ニーズに対応し、力強く未来を切り拓いていく力を育成できるよう、魅力ある高校づくりを進めます。また、「ものづくり」、「まちづくり」を通して社会に貢献する人材の育成に向け、新たな工業高校を創設するなど、引き続き生徒たちの多様な進路実現を保障するため、教育内容の更なる充実を図ります。

主な施策・取組

- ●進路希望の実現を目指す特色ある高校づくり
- ●文化芸術の担い手の育成
- 新しい工業高校の創設・教育活動の推進
- ●新しい定時制単独高校の創設に向けた検討

等

(3) 子どもたちの「学び」を支える教育環境の充実(★)

ア 安心安全でゆとりとうるおいのある学校づくりの推進

【現状と課題】

- ○学校では、年間を通した「学校安全計画」を毎年策定し、学校施設の安全管理と防犯の取組、また、子ども自らが身の周りの危険を回避し、安全に行動できることを目指した安全教育を一体的に推進しています。また、警察署、土木事務所等との連携による安全な通学路の確保に向けても継続的に取り組んでいます。
- ○学校施設については、小中学校の耐震補強をほぼ完了し、全普通教室の冷房化なども積極的に進めてきました。今後、児童生徒が増加した時期に建築し、改築時期を迎える多くの学校施設を有している状況を踏まえ、施設の長寿命化改修、CO₂排出量の削減など環境に配慮した改修や耐震性能の向上、災害時を想定した避難所施設としての機能向上等の取組を進めています。

施策を展開する今後の方向性

かけがえのない子どもの命を守る、また、子どもたちが自他の命を大切にする「命を守り、育む」防災教育・安全教育に取り組み、子どもの命を守り切るため、学校における安全管理を徹底します。さらに、学校施設の整備により安全性を確保するとともに、ゆとりとうるおいのある教育環境づくりを進めます。

主な施策・取組

- ●副読本「安全ノート」等の活用による安全教育の推進,学校安全の手引等に基づく安全管理の徹底
- ●学校防災マニュアルを踏まえた学校における防災教育の推進
- ●学校施設の長寿命化・防災機能強化の推進
- ●学校トイレ整備の推進

等

イ きめ細かな指導による子どもたちの教育の充実

【現状と課題】

○子どもたちの教育の充実には、熱意溢れる教職員による指導の充実が不可欠であることから、京都市では、研修や教員の意欲喚起を図る制度等の充実に努め、教職員の指導力の向上に取り組んでいます。



○京都市独自予算での小学校2年生での35人学級、中学校3年での30人学級の実施や総合育成 支援員の配置など、教育環境の充実に努めています。

施策を展開する今後の方向性

子どもたちの最大の教育条件である教職員の資質・指導力向上に向けた取組を一層推進し、 少人数教育等に取り組むことにより、きめ細かな指導を図り、子どもたちの教育の充実を進め ます。

主な施策・取組

- ●若手・中堅教職員の育成や授業改善に向けた校内研修の充実など、教職員の資質・指導力 向上の取組の推進
- ●少人数教育等の推進

等

(4) 親と親になる世代への働きかけ、家庭教育の充実・支援(★)

ア 親とこれから親になる青少年世代への働きかけ

【現状と課題】

- ○少子化の進行や家族規模の縮小、地域のつながりの希薄化等に伴い、身近に相談できる相手がいないなど、子育てが孤立する中、子どもが基本的な生活習慣や倫理感、豊かな情操、社会的なマナー等を身につけるうえで重要な役割を果たす、家庭の教育力を高めるための働きかけが求められています。
- ○これから親になる青少年世代についても、自らが親となるまでに親としての心構えや喜び、子育 てに必要な知識等を学ぶ機会が減少しており、これらの経験を増やすことが、親になったときの 不安感や孤立感の解消に効果的であると考えられています。

施策を展開する今後の方向性

- ○「子どもを育む喜びを感じ、親も育ち学べる取組」をあらゆる機会で体験できるように拡充し、子育て支援の取組等に「参加してほしい人が参加しない」現状の改善に向け、積極的な働きかけを進めていきます。
- ○中学校において, 青少年が命の大切さや子育て, 家族の素晴らしさについて学ぶ機会を拡充します。

主な施策・取組

- ●「子どもを共に育む『親支援』プログラム」の実践・推進
- ●「青少年のための親学習プログラム」の推進
- ●インターネットの危険性から子どもを守る取組の推進

等

イ 家庭教育と子育て支援

- ○近年、保護者の育ちを支える人間関係が弱まり、多くの家庭が子育てについての悩みや不安を抱えている状況にあります。
- ○各地域では、PTAやNPO、行政等による保護者の交流の場づくりや各種子育で講座等が多数開催され、更に乳幼児の子育で支援として、幼稚園や保育園(所)、児童館、子ども支援センター、こどもみらい館等で「相談事業」等の取組が推進されるなど、保護者が子育てや家庭教育に関する学習、相談をすることができる機会や体制が広がっています。

施策を展開する今後の方向性

子育てに喜びを感じられる社会の構築のためには、男女が共に子育てに関わり、仕事との両立を実現し、さらには地域のつながりのために貢献できる「真のワーク・ライフ・バランス」を推進することが重要であり、地域住民、育ち学ぶ施設、行政、NPO、企業等の協働による家庭教育支援の活性化を図ります。

主な施策・取組

- ●行動するPTA, 父親の子育て参加を推進するおやじの会の取組の充実
- ●OK (O: おやじの/K:子育て参加に理解がある) 企業の普及・啓発
- ●温もりのある地域社会づくりの推進
- ●乳幼児の子育て総合推進拠点「こどもみらい館」での取組の充実
- ●「預かり保育」等幼稚園での子育て支援の充実

等

(5) 青少年の自主性と創造力を育むまちづくり

【現状と課題】

- ○地域における人間関係の希薄化やインターネット・スマートフォンの普及による情報化の著しい 進展など、社会環境の大きな変化は、青少年の育成環境や行動スタイルにも大きな影響を及ぼし ており、薬物乱用、非行などの問題行動、エイズをはじめとする性感染症の青少年への広がりの問 題のほか、近年では、スマートフォンを通じたソーシャルメディアの不適切利用等が新たな問題 となっています。
- ○いわゆる「ひきこもり」や「ニート」と呼ばれる若者に代表される, 社会的自立が遅れ, 孤立する 青少年の増加が社会問題となっていますが, そのきっかけは, 学校教育段階でのつまずきや家庭 問題など様々な要因が複合的に存在していることが多く, 関係機関が連携して総合的・継続的な 支援を行うことが求められています。

施策を展開する今後の方向性

- ○様々な体験や社会参加の機会を提供し、青少年の自主的な活動を促進していきます。
- ○地域社会全体で青少年を見守り、育てる意識を高めるとともに、地域における青少年の活動の場を整備するなど、社会全体で青少年を支援する体制づくりに努めます。
- ○様々な問題を背景として、ニート、ひきこもり、不登校などの困難な状況にある子ども・若者に対しては、教育、福祉、保健、医療、雇用等の幅広い関係機関が連携しながら、早期からの総合的・継続的な支援を行っていきます。

主な施策・取組

- ●青少年の意見を市政やまちづくりに反映する取組や青少年活動センターでの成長支援, 交 流促進の取組などによる青少年の自主的な活動の促進
- ●地域資源を活用した青少年の「集いの場」づくりなどによる地域社会全体で青少年を支援する体制づくりの推進
- ●子ども・若者総合支援事業や京都若者サポートステーションの運営による課題を抱える子 ども・若者への総合的支援の推進 等



支援を必要とする子どもや家庭を大切にするまちづくり

(1) 児童虐待対策・少年非行対策の推進

ア 児童虐待対策

【現状と課題】

- ○児童相談所に寄せられた新規の児童虐待相談・通告件数及び事実確認・各種調査等の結果、児童虐待と認定した件数は年々増加しています。この大きな要因は、児童虐待についての社会的な関心が高まり、早期の段階で相談・通告が行われているものと考えられますが、家族規模の縮小による世帯構造の変化や地域のつながりの希薄化等による家庭や地域の養育力の低下、子育てに対する不安や負担感の増大、子育ての孤立化等が背景にあると考えられます。
- ○こうした家庭を見守り、支援を行っていくため、行政が十分な施策を講じることと併せて、地域と つながるきっかけづくりをより一層進め、社会全体で子どもを育む環境をつくり上げていくこと が必要です。
- ○また、虐待などで子どもの権利が著しく侵害されるなど、親権が適切に行使されない場合の親権 停止等、児童の権利を守るための法制度が整備されてきていることを踏まえ、児童相談所等の体 制・機能の強化を図りながら、より一層の取組を進めていくことが求められています。

施策を展開する今後の方向性

児童虐待対策を推進するため、児童相談所をはじめとする行政機関が施策を充実していくことに加え、引き続き市民一人ひとりの児童虐待に対する意識の向上を促すための啓発や、子育て家庭と地域や子育て関係機関とのつながりを強め、子育てを地域や社会で見守る仕組みづくりを進めます。また、関係機関の対応力の強化を図り、多角的に支援するため、相互に十分な連携を図ることができる仕組みづくりをより一層進めていきます。

主な施策・取組

- ●地域住民・関係機関への啓発や児童虐待未然防止対策としての母子保健事業の実施,子育て支援事業の充実等,児童虐待の未然防止の取組の推進
- ●児童相談所の体制及び機能の強化、関係機関相互の連携強化による早期発見・早期対応及び被虐待児等の保護と家族再統合・自立支援の取組の推進 等

イ 少年非行対策

- ○京都市の児童相談所へのぐ犯・非行相談は、近年減少傾向にありますが、年度によって増減があり、約5年前と比較すると増加していることから、状況が改善されているとは言い難い状況にあります。
- ○また、京都府において刑法犯で検挙された少年の総数及び再犯者数は共に減少傾向にありますが、約半数(44.1%)が再犯であり、全国の再犯者の割合を上回っています。
- ○少年非行については、早期の段階で把握し、対応するとともに、再犯を防止するため、関係機関が 十分に連携しながら取組を進めていくことが必要です。

施策を展開する今後の方向性

少年非行対策としては、引き続き少年非行に関する相談機関や関係団体との連携を深めるとともに、家庭・地域との連携強化を図ることで、未然防止と早期発見、早期対応に取り組みます。

主な施策・取組

●少年非行に関わる相談機関や関係団体との連携や家庭・地域との協力による非行の防止や 早期対応 等

(2)被虐待児をはじめとした養護等が必要な子どもの福祉 (「京都市家庭的養護推進計画」)

【現状と課題】

- ○乳児院や児童養護施設には、虐待を受けた子どもや発達障害等の障害のある子どもなど、専門的なケアを必要とする子どもが多く入所しており、様々な専門性を有する職員を配置した施設として果たすべき役割は依然として大きいと言えます。また、京都市の虐待相談・通告件数が増加している現状を踏まえると、施設入所の必要な子どもが減少しているとは言い難いと考えられます。
- ○子どもの養育は、その子どもが将来、家庭生活を築くうえでのモデルとすることができるよう、親を中心とする特定の大人との愛着関係のもとで、安心感、自己肯定感、信頼感を育むとともに、人間関係や地域社会での社会性を養うことが重要です。
- ○このため、今後、施設における養育についても、本体施設の小規模化や施設全体の小規模グループケア化、グループホームの設置推進等により、可能な限り家庭的な養育(家庭的養護)が実践できる環境を作っていくことが求められています。
- ○併せて,施設は里親支援や地域の子育て支援,児童の自立支援,家族支援の機能強化を図ることにより,社会的養護の地域の拠点となることが求められており,これらに係る取組についても推進していくことが必要です。
- ○また、京都市の里親等委託率は年々増加していますが、全国平均を依然として下回っていることから、より一層里親等への委託の推進を図っていくため、里親制度の社会的認知度の向上を図るとともに、里親登録数を増やしていく取組や、委託を受けている里親等からの相談対応等、里親を支援する取組についてもより一層充実していくことが必要です。
- ○さらに、母と子どもが生活を共にしながら支援を受けることができる母子生活支援施設をはじめ、情緒障害児短期治療施設、自立援助ホームといった社会的養護に関する施設、一時保護所についても、それぞれの特性や状況を踏まえ、支援の質の向上に向けた取組を進めていく必要があります。

施策を展開する今後の方向性

- ○被虐待児をはじめとした養護等が必要な子どもが、家庭的な環境の中で特定の大人との継続的で安定した愛着関係のもとで養育され、人間関係や地域社会での社会性を身につけることができるよう、里親やファミリーホームへの委託を推進するとともに、施設養護においても養育単位の小規模化を図ります。
- ○併せて、里親等については、支援体制の充実等により安定的な養育環境を整えることを、施設については、児童への専門的ケアや自立支援、家族支援、地域支援の充実等により地域の子育て支援の拠点としての役割を担うことを目指します。
- ○さらに、2029 (平成41) 年度までの15年間にわたる京都市の方針を「京都市家庭的養護推進計画」として定め、前期計画部分(5年間)を本計画に盛り込み、主体的かつ積極的に取組を進めていきます。



京都市家庭的養護推進計画(2015(平成27)年度~2029(平成41)年度)

国が2011 (平成23) 年7月に取りまとめた「社会的養護の課題と将来像」に掲げられた目標を達成するために策定するものです(国の通知では、都道府県ごとに策定することとされています。)。

- ・本体施設:グループホーム:里親等 = 1:1:1(里親等委託率約30%)を目指す。
- ・本体施設は全体を小規模グループケア化するとともに、専門性の向上等による高機 能化を目指す。
- ・全施設が地域支援・退所者支援等に取り組み、地域の子育て支援の拠点となることを目指す。

主な施策・取組

- ●本体施設の小規模化と施設機能の地域分散化の推進
- ●本体機能の高機能化と里親支援, 地域支援等の推進
- ●里親登録・里親等への委託の推進, 里親支援の充実

等

(3) 障害や疾病等で支援が必要な子どもの福祉

【現状と課題】

- ○障害相談件数は増加の一途をたどっており、近年は自閉症スペクトラムや学習障害 (LD)、注意 欠如/多動性障害 (AD / HD) 等の発達障害に関する相談が増加しています。
- ○保護者からの相談を受け付けた場合,発達検査を実施し,助言指導を行うほか,必要に応じて療育施設の紹介や医学診断も行っています。
- ○京都市では第二児童福祉センターの設置等による相談体制の強化や医師の増員, 療育体制の充実を図っているところですが, これを上回る障害相談件数の増加や診断等の希望者の増加により, 診断の待機や新規利用までの療育待機期間が長期化傾向にあることから, 更なる強化・充実を図る必要があります。

施策を展開する今後の方向性

- ○障害や疾病のある子どもが可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加していく力を育むため、「気になる」段階で早期に発見し、ノーマライゼーションの観点を踏まえながら、成長や発達の各段階においてきめ細かな支援を行うとともに、家族に寄り添った支援により、保護者の負担を軽減し、子どもを安定的に養育できる環境を整えていきます。
- ○また,支援が途切れることなく継続的に行われるよう,関係機関の十分な連携を図っていきます。

主な施策・取組

- ●保健センター, 児童福祉センター, 地域等における早期発見・早期支援の取組の推進
- ●療育支援体制や障害のある子どもの保育等, 小学校入学前の児童等への支援の充実
- ●総合支援学校や小学校、中学校等及び放課後における児童等への支援の充実
- ●レスパイト支援体制の強化等の家族への支援の充実
- ●切れ目のない支援, 長期療育への支援の推進
- ●障害児施設における子どもに対する支援の質の向上

等

第8章

ひとり親家庭の自立促進(「京都市ひとり親家庭自立促進計画」)

【現状と課題】

- ○京都市のひとり親家庭数は増加傾向にあり、2013 (平成25) 年度の推計世帯数は母子家庭で20,860世帯, 父子家庭で2,310世帯となっており、5年前と比較すると母子家庭, 父子家庭共に増加しています。
- ○子どもの養育において、他に頼る家族、親族が少ないひとり親家庭にとっては、仕事等で一時的に 養育が困難な場合、公的支援に頼らざるを得ないことが多く、こうしたひとり親家庭特有の課題 に対応するための施策の推進とともに、幅広い子育て支援施策の充実や地域の子育て支援力の強 化も必要となっています。
- ○「京都市ひとり親家庭実態調査」によると、母子家庭では81.4%、父子家庭では89.1%が就労していますが、母子家庭では、パートタイマー等の「非正規社員」の割合が56.5%と高くなっており、不安定な雇用状況にあることから、正社員としての就職を支援する事業の一層の推進や子どもがいても仕事と生活が両立できる環境づくりの取組が求められています。
- ○2013 (平成25) 年の「国民生活基礎調査」(厚生労働省)によると, 2012 (平成24) 年の全国の母子家庭の平均所得は243.4万円で,全世帯の537.2万円の約45%と低い水準にとどまっており、また、ひとり親家庭の相対的貧困率は54.6%と非常に高くなっています。
- ○ひとり親家庭を取り巻く環境は複雑化しており、それぞれの状況に応じた、きめ細かで充実した相談や支援を行うためには、関係機関の緊密な連携と役割の発揮による、総合的・計画的な対応が求められます。

施策を展開する今後の方向性

- ○ひとり親家庭の自立にとって、子育てと仕事の両立は必要不可欠であり、保育園(所)、学童クラブ事業、子育て支援短期利用事業などの子育て支援施策の充実と併せて、延長保育、一時保育、休日保育、病児・病後児保育、ひとり親家庭等日常生活支援事業等のひとり親家庭のニーズに応じた多様なサービスの提供を行います。
- ○ひとり親家庭の子どもは、精神面や経済面で不安定な状況に置かれることにより、悩みを抱えて孤立したり、学習の機会が制限されることもあることから、こうした家庭の子ども同士の交流の場も兼ねた学習支援について、効果的な方法を検討する必要があります。
- ○ひとり親家庭の就業による自立を促進するため、就業相談、就業セミナー、技能講習等の総合的な就業支援の充実、ハローワーク等の関係機関との連携によるきめ細かな支援、正社員としての就職につながりやすい資格取得を支援する高等職業訓練促進給付金等事業等の利用促進に向けた一層の取組が必要です。
- ○養育費の確保及び面会交流については、関係機関との連携も含む一層の啓発や情報提供を 行うとともに、専門家による法律相談を推進していきます。子どもとの面会交流について は、子どもの健やかな育ちを確保するうえで有意義であること、養育費を支払う意欲につ ながるものであることから、支援の充実が必要です。
- ○「京都市ひとり親家庭支援センター(愛称:ゆめあす)」については,父子家庭も含めたひとり親家庭の総合的自立支援施設として,より一層きめ細かな相談と支援を行うことができるよう関係機関との連携強化を含めた施策の充実を図るとともに,更なる周知及び利用の促進に努めます。
- ○父子家庭に対する支援については、施策の充実を図ってきている一方で、施策の認知度が 低いことから、各種施策が十分活用されるよう、より積極的かつ効果的な情報発信を行い ます。

主な施策・取組

- ●幼児教育・保育, 子育て支援事業の充実や子どもの学習支援等による子育て・生活支援
- ●母子家庭等就業・自立支援センター事業, ハローワークと連携した自立支援プログラム事業, 高等職業訓練促進給付金等事業などの推進による就業支援
- ●児童扶養手当,母子父子寡婦福祉資金貸付等の経済的支援及び特別相談等の養育費の確保のための支援や面会交流の支援
- ●関係職員の資質の向上及び関係機関の連携強化等の相談・支援機能の強化、インターネットメディア等の媒体を活用したリアルタイムの情報発信等の情報提供の充実強化
- ●「京都市ひとり親家庭支援センター(愛称:ゆめあす)」の利用促進

等





すべての家庭を支える子育て支援施策の充実 (「京都市子ども・子育て支援事業計画」)

幼児教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業については、子ども・子育て支援法に基づき、各市町村が今後5年間(2015(平成27)年度~2019(平成31)年度)の「量の見込み」及び「提供体制確保の方策とその実施時期」を定めることとされています。京都市では、二一ズ調査の結果等を踏まえ、次のとおり設定します。

(1)教育・保育提供区域の設定

対象となる給付・事業ごとに提供体制を確保すべき区域の単位が異なるものと考えられることから、京都市では、次のとおり、4層の区域設定を行います。

教育・保育 提供区域	設定の考え方	対象となる給付・事業
第一次区域	広域で提供体制を確保する 必要があるもの	病児保育事業, 子育て短期支援事業, 妊婦に 対する健康診査
第二次区域(14区域)	福祉事務所や保健センター・ 支所単位で事業を実施して いるもの	利用者支援事業,養育支援訪問事業,子育て 援助活動支援事業,乳児家庭全戸訪問事業
第三次区域 (34区域)	幼稚園, 保育園 (所), 認定 こども園等の通園区域を考 慮して設定するもの	施設型給付(幼稚園, 保育園(所), 認定こども園), 地域型保育給付(小規模保育事業, 家庭的保育事業, 居宅訪問型保育事業, 事業所内保育事業), 時間外保育事業, 一時預かり事業(一般型, 幼稚園型)
第四次区域 (70区域)	身近な地域で提供体制を確 保する必要があるもの	放課後児童健全育成事業, 地域子育て支援拠 点事業

(2) 幼児教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期

- ○幼児教育・保育の量の見込みについては、ニーズ調査の結果を基に算出した潜在的保育ニーズを 見込んだうえで、計画期間の最終年度である2019 (平成31) 年度末時点の要保育児童数を算定 しています。
- ○保育ニーズが2017 (平成29) 年度末にピークになるとの国の見込みを踏まえ, 2017 (平成29) 年度に計画期間の最終年度における要保育児童数に達するものとして, 計画期間を2年前倒しし, 必要な提供体制を確保します。
- ○また, 2015 (平成27) 年度から2017 (平成29) 年度までの要保育児童数については, 均等に増加するものとして見込んでいます。

(単位:人)

			(参考) 平	成26年度		平成27年度				
		1号	2号	3号		1号	2号	3号		
		1 7	47	0歳	1,2歳	1 7	47	0歳	1,2歳	
量の見込み		15, 971	17, 381	2,815	9,806	14, 892	18, 226	2, 947	10,618	
(他市町村の子ども)		0	8	2	5	0	8	2	5	
	特定教育•保育施設	1,054	17, 381	2,758	9, 415	1, 103	17,804	2,831	9,864	
確	(他市町村の子ども)	0	8	2	5	0	8	2	5	
保	特定地域型保育事業	0	0	57	391	0	0	116	754	
方策	幼稚園預かり保育	0	0	0	0	0	422	0	0	
	確認を受けない幼稚園	14, 917	0	0	0	13, 789	0	0	0	
	合計(他市町村分除く)	15, 971	17, 381	2, 815	9, 806	14, 892	18, 226	2, 947	10,618	

			平成2	8年度		平成29年度				
		1号	2号	3号		1号	2号	3号		
		1 5	4 5	0歳	1,2歳	1 5			1,2歳	
量の見込み		13, 782	18, 927	3, 457	10,853	12,810	19, 629	3, 966	11, 086	
(他市町村の子ども)		0	8	2	5	0	8	2	5	
	特定教育・保育施設	1,021	18, 154	3, 142	9, 947	966	18, 505	3, 534	9, 946	
確	(他市町村の子ども)	0	8	2	5	0	8	2	5	
保	特定地域型保育事業	0	0	315	906	0	0	432	1, 140	
方策	幼稚園預かり保育	0	773	0	0	0	1, 124	0	0	
東	確認を受けない幼稚園	12, 761	0	0	0	11,844	0	0	0	
	合計 (他市町村分除く)	13, 782	18, 927	3, 457	10,853	12,810	19,629	3, 966	11,086	

			平成3	0年度		平成31年度				
		1号	2号	3号		1号	2号	3号		
			4 7	0歳	1,2歳	1 7			1,2歳	
量の見込み		12, 579	19, 629	3, 966	11,086	12,630	19, 629	3, 966	11,086	
(他市町村の子ども)		0	8	2	5	0	8	2	5	
	特定教育・保育施設	930	18, 505	3, 534	9, 946	935	18, 505	3, 534	9,946	
確	(他市町村の子ども)	0	8	2	5	0	8	2	5	
保	特定地域型保育事業	0	0	432	1, 140	0	0	432	1, 140	
方策	幼稚園預かり保育	0	1, 124	0	0	0	1, 124	0	0	
	確認を受けない幼稚園	11,649	0	0	0	11,695	0	0	0	
	合計(他市町村分除く)	12, 579	19, 629	3, 966	11, 086	12,630	19,629	3, 966	11,086	

- 1号…満3歳以上児で幼稚園等での教育を希望
- 2号…満3歳以上児で保育の必要な事由に該当し、保育園(所)等での保育を希望
- 3号…満3歳未満児で保育の必要な事由に該当し、保育園(所)等での保育を希望
- ※2015 (平成27) 年度から2019 (平成31) 年度までの量の見込みは、2014 (平成26) 年4月1日時点における統計数値に基づく推計値
- ※2014 (平成26) 年度の2号・3号は、年度末の確保体制 (平成26年度5月補正予算まで) を踏まえた数値
- ※1号は、3~5歳児総数から2号を除いた数値であり、「特定教育・保育施設」と「確認を受けない幼稚園」は、平成26年4月1日時点の市立幼稚園とその他の幼稚園(私立及び国立)の受入人数の割合を基に算定した数値
- ※「(他市町村の子ども)」とは、伏見区内にある八幡市の飛び地対応として、両市が協定を結んでいるもので、外数

(3) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期

子ども・子育て支援法で規定する地域子ども・子育て支援事業 13 事業のうち、実費徴収に係る 補足給付を行う事業及び多様な主体が新制度に参入することを促進するための事業を除く 11 事業 について、「量の見込み」及び「提供体制の確保の方策とその実施時期」を設定します。

国事業名	該当する本市事業等		指標(単位)	(参考) 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
	区役所・支所福祉部(福	量の見込み	箇所数	14	14	14	14	14	14
利用者支援事業	祉事務所)における相 談・支援	確保方策	(箇所)	14	14	14	14	14	14
	延長保育	量の見込み	延べ利用者数	573, 558	627, 152	682, 069	736, 372	791, 066	849, 608
時間外保育事業		確保方策	(人目)	573, 558	627, 152	682, 069	736, 372	791, 066	849, 608
	一時預かり事業	量の見込み	延べ利用者数	39, 770	41, 005	42, 814	43, 620	46, 653	49, 736
一時預かり事業	(保育所型)	確保方策	(人日)	39, 770	41,005	42, 814	43, 620	46, 653	49, 736
一时頃がり事素	幼稚園における 預かり保育	量の見込み	延べ利用者数	382, 751	437, 916	478, 707	522, 804	517, 268	518, 490
	(市立・私立幼稚園)	確保方策	(人目)	382, 751	437, 916	478, 707	522, 804	517, 268	518, 490
病児保育事業	病児・病後児保育	量の見込み	延べ利用者数	3, 382	3, 952	4, 521	5, 078	5, 818	6, 847
がルボドサ末	MINE MIRALINE	確保方策	(人目)	3, 382	3, 952	4, 521	5, 078	5, 818	6, 847
放課後児童		量の見込み	利用者数	9, 768	12, 446	12, 686	12, 964	13, 256	13, 421
健全育成事業	地域学童クラブ事業補助	確保方策	(人)	9, 768	12, 446	12, 686	12, 964	13, 256	13, 421
	育児支援家庭訪問事業 (福祉事務所 (子ども支援センター) 実施分)	量の見込み	利用者数	209	223	239	255	273	292
		確保方策	(人)	209	223	239	255	273	292
養育支援	育児支援家庭訪問事業 (保健センター実施分)	量の見込み	利用者数 (人)	932	1, 013	1, 101	1, 197	1, 301	1, 415
訪問事業		確保方策		932	1,013	1, 101	1, 197	1, 301	1, 415
	育児支援ヘルパー	量の見込み	利用者数	194	200	206	212	218	224
	派遣事業	確保方策	(人)	194	200	206	212	218	224
	子育て支援短期利用事業 (ショートステイ)	量の見込み	延べ利用者数	10, 112	10, 416	10, 729	11, 051	11, 383	11, 725
子育て短期		確保方策	(人目)	10, 112	10, 416	10, 729	11, 051	11, 383	11, 725
支援事業	子育て支援短期利用事業	量の見込み	延べ利用者数	157	157	157	157	157	157
	(トワイライトステイ)	確保方策	(人目)	157	157	157	157	157	157
地域子育て支援	保育所拠点事業, 児童館事業, 京都市子育で	量の見込み	延べ利用回数	401, 746	404, 806	420, 801	431, 685	459, 388	489, 357
拠点事業	活動いきいきセンター (つどいの広場) 事業	確保方策	(人回)	401, 746	404, 806	420, 801	431, 685	459, 388	489, 357
子育て援助活動	京(みやこ)いきいき子育てサポート事業	量の見込み	利用件数	22, 593	22, 593	22, 593	22, 593	22, 593	22, 593
支援事業	(京都市ファミリー サポート事業)	確保方策	(件)	22, 593	22, 593	22, 593	22, 593	22, 593	22, 593
到旧党应公司	松	量の見込み	対象者数 (人)	11, 402	11, 146	11, 074	11, 002		10, 871
乳児家庭全戸 訪問事業	新生児等訪問指導事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	確保方策	実施体制	右欄に 同じ		: 保健セン		ター・支所 所保健師,	
妊婦に対する	<u></u>	量の見込み	妊婦健康診査受診 券交付数(人回)	138, 571	137, 340	136, 108	134, 899	133, 701	132, 515
健康診査	京都市妊婦健康診査	確保方策	実施体制	右欄に 同じ	実施場所	:妊婦健身	₹診査委託	医療機関	

[※]学童クラブ事業の2014 (平成26) 年度は、小学校1~3年生の登録児童数 (2015 (平成27) 年度以降は小学校1~6年生)

[※]学童クラブ事業の「量の見込み」及び「提供体制の確保の方策とその実施時期」は、第5章の内容と合わせて「放 課後子ども総合プラン」に位置付ける。

8

計画の推進体制等

(1)計画の推進体制

今後5年間, この計画を着実に推進していくため, 京都市では, 毎年度, この計画に基づく施策の 進捗状況を「京都市子ども・子育て会議」に報告し, 同会議において点検・評価を行っていきます。

そのうえで、給付・事業の量の見込み等、計画の記載内容と実態との間に大きな乖離が生じた場合などについては、「京都市子ども・子育て会議」において改めて調査審議を行い、必要な見直しについて検討するPDCAサイクル(Plan (計画)、Do (実行)、Check (評価)、Action (改善))を確立していきます。

なお、計画の進捗状況については、毎年度、報告書を作成し、ホームページ等において公開していきます。

(2) 計画の策定体制

都 市 京 プランの策定等に 調査・審議 関する意見聴取 京都市子ども・子育て会議 <構成> ○ 保護者,事業者代表,労働者代表,子ども・子育て支援に関する事業の従事者,学識 経験者等, 30人以内の委員により構成 ○ また、子ども・子育て支援の様々な課題に対応するため、必要に応じ特別委員を置く。 会長:西岡正子佛教大学教授 副会長:安藤和彦京都文教短期大学教授 <所堂事務> ○ 京都市子ども・子育て支援事業計画の策定・変更に関する意見聴取 ○ 子ども・子育て支援に関する施策の総合的・計画的推進に関し必要な事項及び施策の 実施状況の調査審議 ○ 幼保連携型認定こども園及び保育所の認可並びに認可された特定教育・保育施設を給 付対象施設として確認する際に設定する施設ごとの利用定員に関する意見聴取 ○ 家庭的保育事業等の認可及び認可された特定地域型保育事業を給付対象事業として確 認する際に設定する事業所ごとの利用定員に関する意見聴取 全体会議 児童福祉分科会 ④子どもを共に育む社会環境づくり部会 ⑥ひとり親家庭部会 幼児教育・保育部 放課後児童部会 要保護児童対策 教育環境づくり部会 母子保健 児童支援 認可 市営保育所移管先選定部会 思春期保健部 確認部 虐待防止部会 ・里 親部会



そうした伝統を受け継ぎ,人と自然が調和し,命のつながりを 大切にして,子どもを健やかで心豊かに育む社会を築くことは, 京都市民の使命です。

大人は、子どもの可能性を信じ、自ら育つ力を大切にして、子どもを見守り、褒め、時には叱り、共に成長していくことが求められます。そして、子どもを取り巻く状況を常に見つめ、命と健やかな育ちを脅かすものに対して、毅然とした態度で監む必要があります。

わたくしたちは、子どもたちの今と未来のため、家庭、地域、 学校、企業、行政など社会のあらゆる場で、人と人の絆を結び、 共に生きるうえでの行動規範として市民憲章を定めます。



わたくしたちは,

- 1 子どもの存在を尊重し、かけがえのない命を守ります。
- 1 子どもから信頼され,模範となる行動に努めます。
- 1 子どもを育む喜びを感じ、親も育ち学べる取組を進めます。
- 1 子どもが安らぎ育つ,家庭の生活習慣と家族の辨を大切にします。
- 1 子どもを見守り,人と人が支え合う地域のつながりを広げます。
- 1 子どもを育む自然の恵みを大切にし,社会の環境づくりを優先します。

1 9 2 5 平成19年2月5日(育児ニコニコ笑顔の日)制定 3月13日 京都市会が憲章推進を決議

子どもを共に育む京都市民憲章

わたくしたちは、

- 1 子どもの存在を尊重し、かけがえのない命を守ります。
- 1 子どもから信頼され、模範となる行動に努めます。
- 1 子どもを育む喜びを感じ、親も育ち学べる取組を進めます。
- 1 子どもが安らぎ育つ、家庭の生活習慣と家族の絆を大切にします。
- 1 子どもを見守り、人と人が支え合う地域のつながりを広げます。
- 1 子どもを育む自然の恵みを大切にし、社会の環境づくりを優先します。

平成19年2月 5日 (育児ニコニコ笑顔の日)制定 3月13日 京都市会が憲章を積極的に推進する決議

京都市未来こともはぐくみプラン

【概要版】

発行年月 平成 27 年 1 月 京都市保健福祉局子育て支援部児童家庭課



T604-8171

京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566-1 井門明治安田生命ビル3階 電話:075-251-2380 FAX:075-251-2322 http://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/soshiki/8-3-1-0-0.html

京都市印刷物 第263165号